

現在事項全部証明書

東京都中央区日本橋兜町17番2号兜町第6葉山ビル4階
一般社団法人日本スローフード協会

会社法人等番号	0100-05-024959	
名称	<u>一般社団法人 New Slow Food Japan</u>	
	一般社団法人日本スローフード協会	平成28年 5月10日変更 ----- 平成28年 6月 8日登記
主たる事務所	<u>東京都中央区銀座三丁目9番11号</u>	
	東京都中央区日本橋兜町17番2号兜町第6葉山ビル4階	令和 3年 6月 1日移転 ----- 令和 3年 6月 1日登記
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成28年2月12日	
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、食と農・林・漁業及びそれに関わる自然環境分野において以下の実現を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の食と食文化の保存と健全化 2. 日本の伝統的な食文化の世界への発信、国際的な交流・連携 3. 第一次産業に携わる次世代の育成支援 4. 男女共同参画の支援 5. 食に関する理念の流布・啓発 6. 食文化に関わる学術の振興 7. 食に関わる自由で公正な経済活動の確保と促進・活性化 8. 食のための自然環境整備 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農や食及び自然環境分野の学術振興事業 2. 農や食及び環境保全分野の政策立案や行政との連携事業 3. 生物多様性保全及び在来種の保護事業 4. 1次産業の6次産業化及び都市農村交流等振興事業 5. 料理家・飲食事業者などへの支援事業 6. 各種団体・企業などと連携した社会活動支援事業 7. 食と食文化の国際的な発信・健全化推進事業 8. 食に関する社会活動のための資金調達支援事業 9. 農や食及び自然環境分野における出版・広報事業 10. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
役員に関する事項	千葉県匝瑳市宮本74番地 代表理事 齊藤めぐみ	令和 3年 4月24日重任 ----- 令和 3年 6月 1日登記

東京都中央区日本橋兜町17番2号兜町第6葉山ビル4階
一般社団法人日本スローフード協会

	理事 川越一磨	令和3年4月24日重任 ----- 令和3年6月1日登記
	理事 齊藤めぐみ	令和3年4月24日重任 ----- 令和3年6月1日登記
	理事 アマート・アンドレア	令和3年4月24日就任 ----- 令和3年6月1日登記
	監事 大塚一長	令和2年3月14日就任 ----- 令和2年5月14日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、1万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局管轄)

令和3年6月16日
千葉地方法務局匝瑳支局
登記官

金子好光

